

令和2年12月22日

半田市立小中学校 保護者 様
半田市立幼稚園 保護者 様

半田市教育委員会
教育長 鈴 川 慶 光

季節性インフルエンザの治癒報告について

このことについて、インフルエンザに感染した場合、これまでは登校・登園を再開する際に、保護者が医療機関で証明された、「感染性疾患出席停止・許可証明書」を受け取り、学校・園へ提出していただいております。今後は、医療機関の負担軽減、児童生徒・園児の感染機会の軽減を図るため、登校・登園を再開する場合は、**保護者が「インフルエンザ治癒報告書」を記入し、学校・園へ提出する運用に変更させていただきます。**ただし、受診した医師の指示がある場合は、従来どおり、再度受診した上で医師の許可証明書を提出してください。なお、発熱により医療機関を受診する場合は、必ず電話をしてから医療機関へかかってください。

また、新型コロナウイルスが終息後も同様の取扱いとします。つきましては、裏面「インフルエンザ治癒報告書について」を御参照ください。
御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

<問い合わせ先>

半田市教育委員会 学校教育課
電 話 0569-84-0688 (ダイヤルイン)
F A X 0569-24-0511

インフルエンザ治癒報告書について

半田市教育委員会

医療機関の負担軽減、児童生徒の感染機会の軽減を図るため、インフルエンザが治癒し、登校を再開する際に、保護者が医療機関で証明していただき提出している「感染性疾患出席停止・許可証明書」を下記の「インフルエンザ治癒報告書」に保護者が記入し、学校（担任）へ提出することに変更しました。

<参考資料>

インフルエンザと診断された場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。「出席停止」となった期間は「登校すべき日数」には入りません（欠席には数えません）。出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とされていますので、医師の指示に従い、学校を休んで体調を整えるとともに、感染拡大防止に御協力をお願いします。（基準の日数を超えても出席停止扱いとします。）

※発熱をして病院へ行く場合は、必ず病院へ電話をしてから、出向いてください。

【インフルエンザ出席停止期間の数え方】

発症した日・解熱した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。

そのため最短でも5日は登校できないことになります。

全ての児童の健康と安全のため、御理解と御協力をお願いいたします。

発症 解熱	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日			登校可		
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日		登校可		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可		
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可	
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可

----- きりとり -----

インフルエンザ治癒報告書

半田市立 _____ 学校長様

_____ 年 組 番 氏名

保護者氏名 _____

出席停止理由（病名） _____ インフルエンザ（ _____ 型） ※型が、分かっている場合に記入

出席停止期間 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（発症日 _____ 年 _____ 月 _____ 日、解熱日 _____ 年 _____ 月 _____ 日）

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この用紙は、市のHPからもダウンロードできます。